

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	●平成20年1月1日以前に建築された住宅（貸家住宅は除く）であること。 ●マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 ●併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
減額要件	●次の要件をすべて満たす工事 （1）次のイの工事、またはイと併せて行うロ～ニの工事であること。 イ：窓の断熱改修工事 ロ：床の断熱改修工事 ハ：天井の断熱改修工事 ニ：壁の断熱改修工事 イの工事は必須です。 （2）改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること。 （3）省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること。
減額の内容	●改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税額を、3分の1減額します。 （一戸当たり120㎡相当分までを減額）
その他	●新築住宅軽減とは同時適用できません。 ●バリアフリー改修工事減額とは同時適用できます。 ●一戸について、この減額措置の適用は1回限りになります。

減額を受ける手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申請書 納税義務者の住民票の写し 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書
-------	--

必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

【問い合わせ先】 税務課資産税係 ☎72-2111 内線123

火災情報メール受信の遅れについて

小郡市で火災が発生した場合は、住民の皆さんに火災発生をお知らせする手段として、携帯電話等を利用した「火災情報メール」を、通信指令業務の共同運用により久留米市消防本部から配信しております。

最近、全国的な迷惑メール防止対策や電波の利用状況等により、配信された火災情報メールが遅れるなどの事態が生じており、利用者の皆さんにご迷惑をおかけいたしております。

久留米市消防本部において、早急な改善に努めておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町で発生した災害を皆さんにお知らせします。

●登録受付用メールアドレス

パソコン用 <http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/saigai/pb/pb.html>

携帯電話用 <http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>

メールは昼夜問わず、火災の発生により配信されます。

ご利用は無料ですが、登録時のメール送受信、登録後のメール受信に費用がかかります。

●問い合わせ先 福岡県南広域消防組合 三井消防署 ☎72-5101

携帯電話用
QRコード

